

平成23年度当初予算編成に かかる公開説明会

第2部

「健康、福祉、教育にかかる事業」

計13事業、2特別会計

平成22年12月19日(日)

午後1時～

社会福祉センター3階大会議室

佐倉市企画政策部財政課

目 次

－第 2 部－

「国民健康保険特別会計」 市民部健康保険課	P. 1
「介護保険特別会計」 福祉部介護保険課、高齢者福祉課	P. 7
「はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成費」 福祉部高齢者福祉課	P.11
「障害程度区分認定事業費」 福祉部障害福祉課	P.13
「地域生活支援事業費」 福祉部障害福祉課	P.15
「学童保育所管理運営費」 健康こども部子育て支援課	P.17
「子ども医療費助成事業費(県費制度分・市費拡充分)」	P.19
健康こども部児童青少年課	
「検診事業費」 健康こども部健康増進課	P.21
「印旛郡市小児救急医療事業費」 健康こども部健康増進課	P.23
「スポーツ大会事業費」 健康こども部生涯スポーツ課	P.25
「奨学資金補助事業費」 教育委員会教育総務課	P.27
「通学路等安全確保費」 教育委員会学務課	P.29
「学校給食管理運営費」 教育委員会指導課	P.31
「学校スポーツ開放推進費」 教育委員会社会教育課	P.35
「文化財施設管理運営費」 教育委員会文化課	P.41

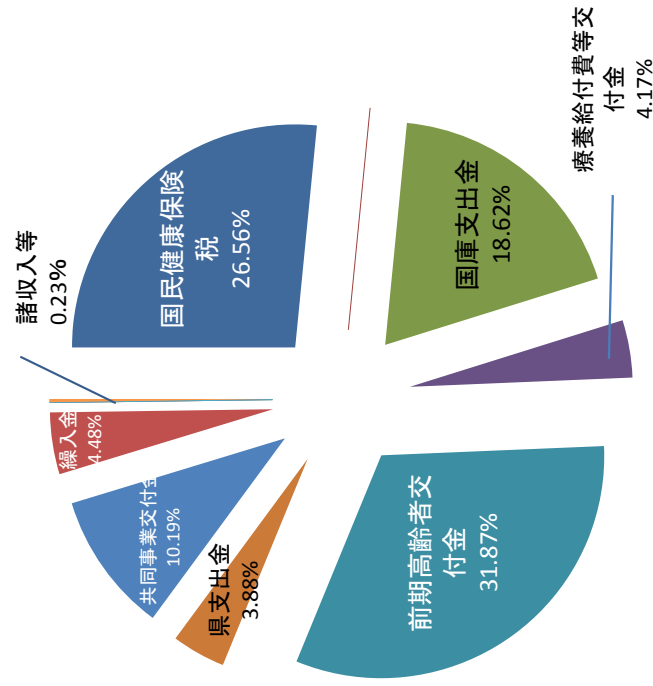
平成23年度 佐倉市国民健康保険特別会計予算(案)の概要について

(単位:千円)

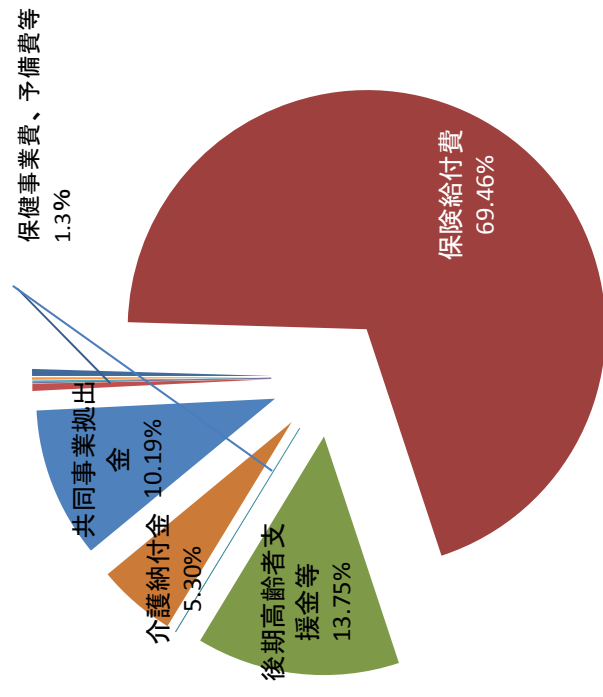
歳 入					歳 出				
予算科目	22年度予算額(A)	23年度予算案(B)	差引(B-A)	伸率(%)	予算科目	22年度予算額(A)	23年度予算案(B)	差 引(B-A)	伸率(%)
1 国民健康保険税	4,647,468	4,569,754	△ 77,714	-2%	1 総務費	95,768	80,219	△ 15,549	-16%
2 使用料及び手数料	45	45	0	0%	2 保険給付費	11,429,655	11,953,362	523,707	5%
3 国庫支出金	3,418,561	3,204,829	△ 213,732	-6%	3 後期高齢者支援助金等	2,044,120	2,366,930	322,810	16%
4 療養給付費等交付金	775,600	717,267	△ 58,333	-8%	4 前期高齢者納付金等	9,178	5,370	△ 3,808	-41%
5 前期高齢者交付金	3,869,317	5,484,250	1,614,933	42%	5 老人保健拠出金	14,378	127	△ 14,251	-99%
6 県支出金	786,345	667,369	△ 118,976	-15%	6 介護納付金	806,115	911,290	105,175	13%
7 共同事業交付金	1,687,037	1,754,226	67,189	4%	7 共同事業拠出金	1,687,046	1,754,235	67,189	4%
8 財産収入	1	1	0	0%	8 保健事業費	75,404	84,232	8,828	12%
9 繰入金	1,011,938	771,742	△ 240,196	-24%	9 基金積立金	1	1	0	0%
10 繰越金	2	2	0	0%	10 諸支出金	22,202	22,202	0	0%
11 諸収入	17,553	38,483	20,930	119%	11 予備費	30,000	30,000	0	0%
歳 入 合 計	16,213,867	17,207,968	994,101	6%	歳 出 合 計	16,213,867	17,207,968	994,101	6%

平成23年度国民健康保険特別会計予算(案)

歳入予算(案) 172億796万円



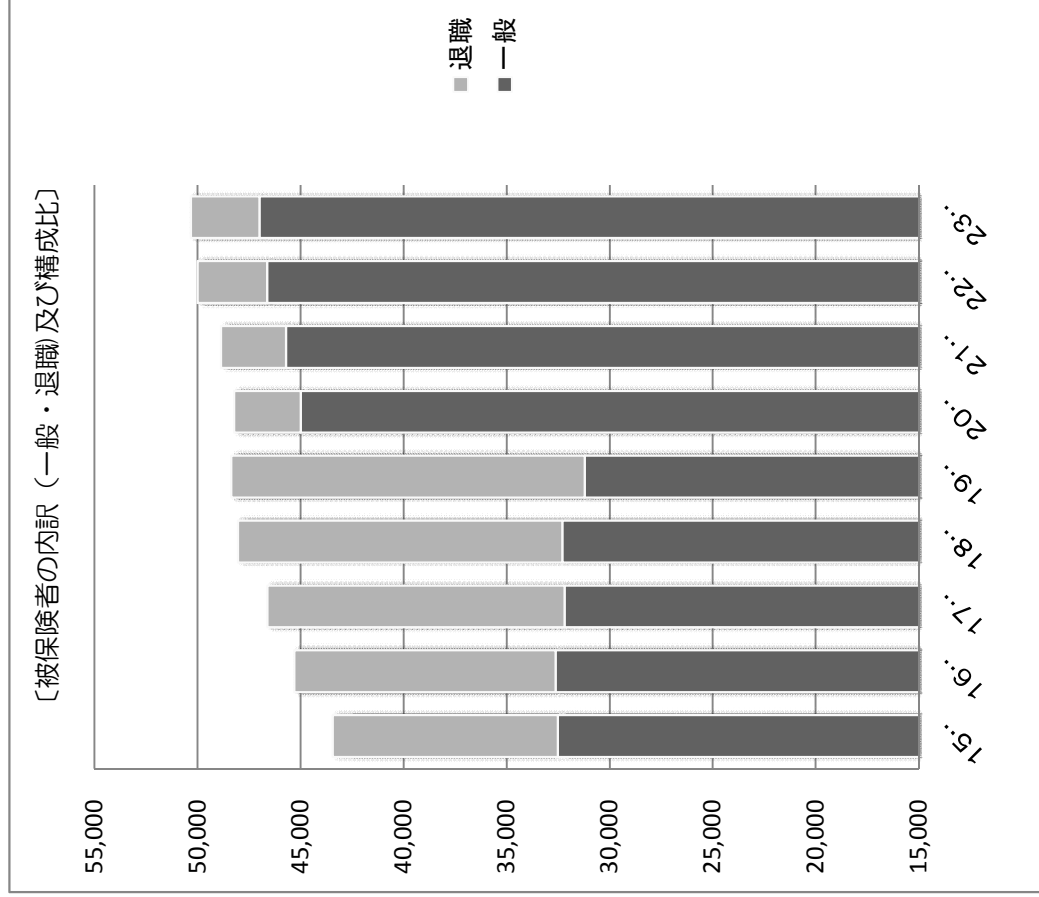
歳出予算(案) 172億796万円



被保険者の内訳(年間平均被保険者数及び構成比)

(単位:人)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
一般	32,532	32,641	32,194	32,301	31,219	44,992	45,706	46,632	47,004
退職	10,907	12,662	14,416	15,741	17,150	3,238	3,156	3,365	3,328
計	43,439	45,303	46,610	48,042	48,369	48,230	48,862	49,997	50,332



※平成22年度は平成22年4月～10月の平均被保険者数

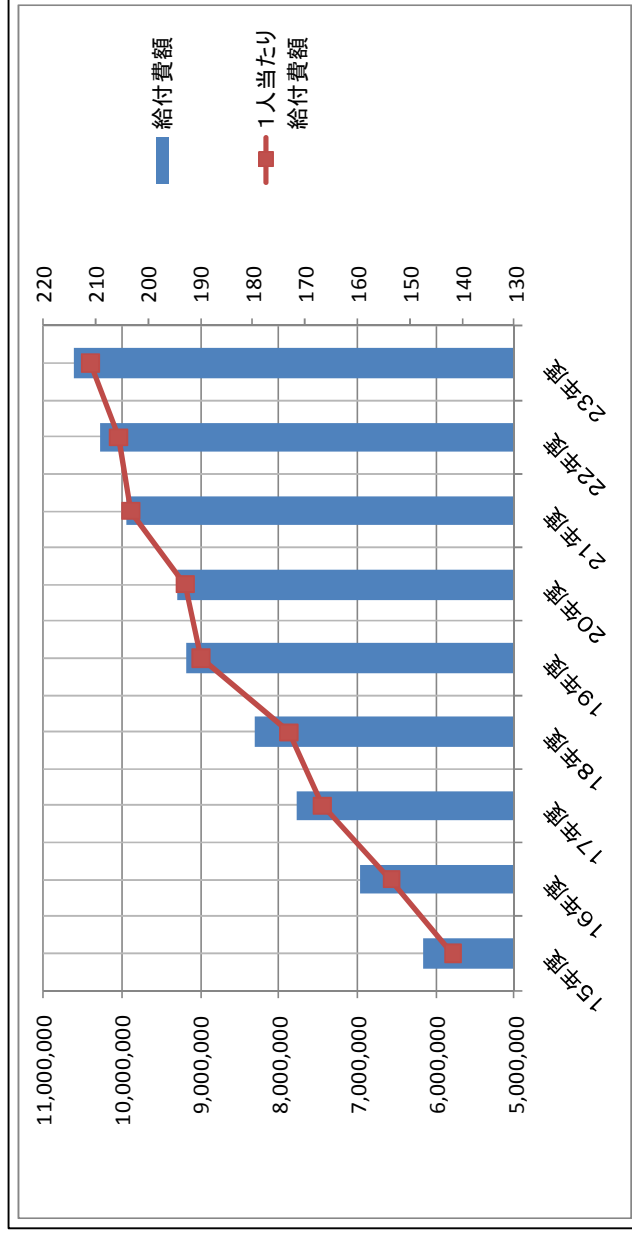
※平成23年度は被保険者数見込み

保険給付費及び1人当たり給付費額の推移

年度	給付費額	1人当たり給付費額
15年度	6,158,967,880	141,784
16年度	6,955,259,590	153,528
17年度	7,770,458,117	166,712
18年度	8,313,015,701	173,036
19年度	9,180,812,239	189,808
20年度	9,302,274,411	192,873
21年度	9,931,507,824	203,256
22年度	10,278,302,687	205,578
23年度	10,621,208,000	211,023

単位：円

単位：千円



※保険給付費費額は、給付費と療養費の保険者負担額を合計したもの
 ※15年度～21年度は決算額、22年度・23年度は見込額

平成23年度予算案において前年度と比べて変動の大きな予算科目とその要因

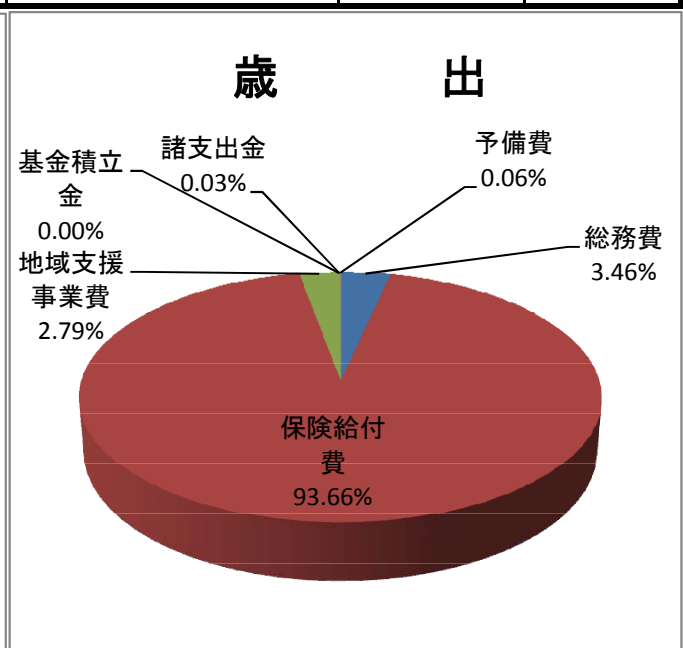
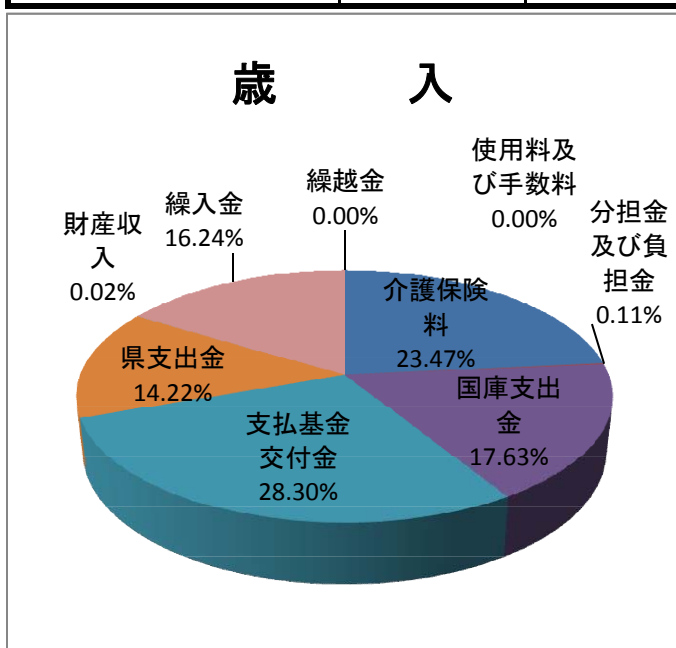
歳入科目	変動理由
前期高齢者交付金	23年度は、23年度の概算分と21年度の精算分を合算した額が交付されます。23年度概算分は22年度に比べて前期高齢者の給付費が増え、また21年度の精算分も追加交付される見込みのため前年度に比べ大きな伸びを見込みました。
県支出金	千葉県普通通調整交付金は、前期高齢者交付金など支払基金から交付されている額を差し引いた額の交付となります。23年度は前期高齢者交付金が22年度に比べて増額交付となる見込みのため、千葉県普通通調整交付金は前年度に比べ減額を見込みました。
繰入金	繰入金のうちその他一般会計繰入金(法定外繰入金)については前年度に比べ大きく減額を見込んでいます。

歳出科目	変動理由
保険給付費	一般被保険者の給付費額、療養費、高額療養費は、前期高齢者の1人当たりの給付費額等が増える見込みのため、いずれも前年度に比べ増額を見込みました。
後期高齢者支援金	後期高齢者支援金は、一人当たりの負担金に被保険者数を乗じた額を支出します。23年度は、後期高齢者医療費が伸び、一人当たりの負担金が増額となる見込みのため、前年度に比べ増額を見込みました。
介護納付金	介護納付金は、一人当たりの負担金に第2号被保険者数を乗じた額を支出します。23年度は、介護給付費が伸び、一人当たりの負担金が増額となる見込みのため前年度に比べ増額を見込みました。

平成23年度 佐倉市介護保険特別会計予算の概要について

(単位:千円)

歳 入			歳 出		
予算科目	23年度予算見込	構成比(%)	予算科目	23年度予算見込	構成比(%)
1 介護保険料	1,907,540	23.47%	1 総務費	281,215	3.46%
2 分担金及び負担金	9,100	0.11%	2 保険給付費	7,611,985	93.66%
3 使用料及び手数料	1	0.00%	介護及び支援サービス等諸費	7,257,141	89.29%
4 国庫支出金	1,432,507	17.63%	高額介護サービス等費	112,829	1.39%
5 支払基金交付金	2,300,146	28.30%	特定入所者介護サービス等費	219,930	2.71%
6 県支出金	1,155,974	14.22%	高額医療合算サービス等費	22,085	0.27%
7 財産収入	1,696	0.02%	3 地域支援事業費	226,515	2.79%
8 繰入金	1,320,263	16.24%	一般管理費	30,363	0.37%
一般会計繰入金	1,281,660	15.77%	介護予防事業費	27,362	0.34%
基金繰入金	38,603	0.47%	包括支援事業・任意事業費	168,790	2.08%
9 繰越金	3	0.00%	4 基金積立金	12	0.00%
			5 諸支出金	2,503	0.03%
			6 予備費	5,000	0.06%
歳 入 合 計	8,127,230		歳 出 合 計	8,127,230	



平成23年度 佐倉市介護保険特別会計予算の概要について

(単位:千円)

歳 入					歳 出				
予算科目	22年度予算額(A)	23年度予算見込(B)	差引(B-A)	伸率(%)	予算科目	22年度予算額(A)	23年度予算見込(B)	差引(B-A)	伸率(%)
1 介護保険料	1,830,100	1,907,540	77,440	4%	1 総務費	285,903	281,215	△ 4,688	-2%
2 分担金及び負担金	9,940	9,100	△ 840	-8%	2 保険給付費	7,133,380	7,257,141	123,761	2%
3 使用料及び手数料	1	1	0	0%	1 介護及び支援サービス等諸費				
4 国庫支出金	1,428,594	1,432,121	3,527	0%	2 高額介護サービス等費	90,773	112,829	22,056	24%
5 支払基金交付金	2,252,792	2,300,146	47,354	2%	3 特定入所者介護サービス等費	208,241	219,930	11,689	6%
6 県支出金	1,135,047	1,156,360	21,313	2%	4 高額医療合算サービス等費	1,010	22,085	21,075	20倍
7 財産収入	2,627	1,696	△ 931	-35%	地域支援事業費	35,700	30,363	△ 5,337	-15%
8 繰入金	1,273,870	1,281,660	7,790	1%	1 一般管理費	51,393	27,362	△ 24,031	-47%
1 一般会計繰入金					2 介護予防事業費	164,481	168,790	4,309	3%
2 基金繰入金	45,504	38,603	△ 6,901	-15%	3 包括支援事業・任意事業費				
9 繰越金	3	3	0	0%	4 基金積立金	95	12	△ 83	-87%
10 諸収入	1	0	△ 1		5 諸支出金	2,503	2,503	0	0%
					6 予備費	5,000	5,000	0	0%
歳 入 合 計	7,978,479	8,127,230	148,751	2%	歳 出 合 計	7,978,479	8,127,230	148,751	2%

介護保険特別会計予算

【予算事業名】介護保険特別会計事業				担当 福祉部 介護保険課・高齢者福祉課 千円		
予算要求額	財源内訳	国庫支出金	県支出金	支払基金交付金	繰入金	一般財源
8,127,230		1,432,506	1,155,973	2,300,145	995,446	2,243,160

千円		
1 総務費 事業概要	1 総務管理費	169,862
	介護保険課職員の人件費及び介護保険事務処理全般にかかる経費で、介護保険制度運営事務の円滑な実施を図ります。	
	2 徴収費	9,561
	被保険者に制度の理解を求め、介護保険運営に要する費用を介護保険料として賦課徴収を行います。 また、滞納者に対して、個別訪問や電話催告などの滞納整理をすることにより、保険料負担の公平性を保ちます。	
	3 介護認定費	101,792
	要介護・要支援認定申請のあった被保険者に対し、認定調査を行い意見書を入手します。 要介護・要支援認定申者及び認定者に対する各種案内を行います。 要介護・要支援認定申請のあった被保険者の審査判定を行うため介護認定審査会を開催します。	
2 保険給付費 事業概要	1 介護及び支援サービス等諸費	7,257,141
	介護サービス等給付費(居宅介護サービス等給付費・特例居宅介護サービス等給付費・地域密着型介護サービス給付費・特例地域密着型介護サービス給付費・施設介護サービス等給付費・特例施設介護サービス等給付費・居宅介護福祉用具購入給付費・居宅介護住宅改修給付費・居宅介護サービス計画給付費・特例居宅介護サービス計画給付費)及び介護予防サービス等諸費(介護予防サービス給付費・特例介護予防サービス給付費・地域密着型介護予防給付費・特例地域密着型介護予防給付費・介護予防福祉用具購入給付費・介護予防住宅改修給付費・介護予防サービス計画給付費・特例介護予防計画給付費)を給付します。	
	2 高額介護サービス等費	112,829
	要支援費保険者の居宅支援サービスの利用負担が著しく高額であるとき、居宅サービスに必要な費用負担の家計に与える影響を考慮し、適切かつ十分な介護サービスを受けられるよう、一定上限額を超えた額について、申請により給付します。	
	3 特定入所者介護サービス等費	219,930
	介護保険施設入所者及び短期入所サービス利用者が支払う食費と居住費について、低所得者の人がサービスの利用が困難とならないように一定額以上を保険給付し、負担の軽減を図ります。	
	4 高額医療合算介護サービス等費	22,085
	医療保険、介護保険(要介護被保険者の居宅又は実介護サービス)の両給付を受けることにより、利用者負担が著しく高額になる場合に、一定限度額を超えた額を申請により給付し、家計の破綻を防止するとともに、両給付の適正かつ効率的な提供を図ります。	

3 地域支援事業費	1 一般管理費	30,363
	高齢者福祉課介護予防班(地域支援事業関係職員分)の人件費を介護予防事業に位置づけることにより、地域支援事業交付金対象経費とします。	
	2 介護予防事業費	27,362
	要支援・要介護等の認定を受けしていない第1号被保険者を対象に、要介護状態になることを予防するための事業を行います。二次予防事業は、生活機能が低下し、要介護状態になる可能性の高い高齢者を対象に、通所型の介護予防教室や訪問等を実施して、生活機能の維持・改善を図ります。また、一次予防事業は一般高齢者を対象として、介護予防に関する知識の普及や自主的な介護予防活動を促進するための支援を行います。	
事業概要	3 包括支援事業・任意事業費	168,790
	包括支援事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい尊厳のある生活を続けられるように、様々な制度や社会資源等を活用して総合的な支援を行うものです。また、その支援を行う介護支援専門員が、対象となる高齢者に対して適切な支援を行うことができるように、介護支援専門員をサポートいたします。これらの事業は、日常生活圏域ごと、市内5か所に設置しました地域包括支援センターが主体となって事業を実施し、市が設置責任主体として統括的に支援を行っていくものです。 任意事業につきましては、介護保険事業の運営の安定化を図るため、介護支援専門員の作成するケアプランのチェックや介護保険の利用状況の通知等を行います。また、被保険者の地域での自立した日常生活を支援するための事業や、要介護被保険者を介護する者等に対して必要な支援を行うものです。	
4 基金積立金	1 基金積立金	12
事業概要	介護従事者処遇改善臨時特例基金の利子です。	
5 諸支出金	1 還付金及び還付加算金	2,503
事業概要	保険料の過誤納付に対して還付を行います。	
6 予備費	1 予備費	5,000
事業概要	予想外の支出、予算超過の支出に充てるために要する経費です。	
計		8,127,230

【予算事業名】 はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成費事業

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】				担当 福祉部高齢者福祉課		
はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成費						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
22,091,000 円					財産収入 63,000 円	22,028,000 円

【事業の概要】

- ・施術に要した費用の一部(1回につき600円)を助成する券を交付。
- ・交付対象者は佐倉市に居住し、住民基本台帳法又は外国人登録法に基づき記録又は登録されている60歳以上の方。(ただし、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者については18歳以上の方。)
- ・交付枚数は月2枚の割で交付する。

(4月に申請:24枚 5月に申請:22枚 … 3月に申請:2枚)

【事業の目的及びその効果】

はり・きゅう・あんま・マッサージ又は指圧の施設を利用する者に対し、施術に要した費用の一部を助成することによって、市民の健康の保持増進に資することを目的とする。

【予算事業名】 はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成費事業

別紙様式 2

【予算事業名】 はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成費事業		担当 福祉部高齢者福祉課
【事業費の内訳】		
○帳票類印刷 はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成券 14. 5円×48, 000枚×1. 05=731千円		731千円
○助成金 はり・きゅう・マッサージ施設利用助成金 600円(1回)×35, 600回=21, 360千円		21, 360千円
事業費計		22, 091千円
【特記事項】	【予算科目】 一般会計 3款2項1目 民生費－老人福祉費－老人福祉総務費	
	【基本計画】	
	【市長マニフェスト】	
	【根拠法令】 佐倉市はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成規則	

別紙様式 1

【予算事業名】		担当 福祉部障害福祉課				
障害程度区分認定事業費						
予 算 要 求 額	財	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
4,022,000	源	1,911,000				2,111,000
円	内	円				円
	訳					

【事業の概要】

障害者自立支援法による自立支援給付のうち、介護給付及び訓練等給付サービスを利用する場合の支給決定事務のうち、障害者自立支援審査会の運営、障害程度区分認定調査の実施及び医師意見書作成に関する業務を行う。

【事業の目的及びその効果】

介護給付及び訓練等給付サービスを利用する場合、支給決定手続きの透明化・公平化が期待できる。

別紙様式 2

【予算事業名】	担当 福祉部障害福祉課
障害程度区分認定事業費	

【事業費の内訳】	
○障害者自立支援審査会委員報酬 7名分(会長1名、委員6名) 年間16回予定 1,760千円	1,760千円
○費用弁償 障害者自立支援審査会委員分 87千円	87千円
○医師意見書作成料 新規分 5,250円×80人=420千円 更新分 4,200円×90人=378千円	798千円
○障害程度区分認定調査委託料 6,800円×173人=1,177千円	1,177千円
○その他事務費 200千円	200千円
事業費計	4,022千円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 3款1項6目 民生費－社会福祉費－障害者自立支援福祉費
	【基本計画】
	【市長マニフェスト】
	【根拠法令】 障害者自立支援法

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】						担当 福祉部障害福祉課
地域生活支援事業費						
予 算 要 求 額	財 源	国庫支出金	県支出金	地 方 債	その他	一般財源
160,892,000	内 訳	32,000,000	25,810,000		252,000	102,830,000
円		円	円	円	円	円

【事業の概要】

① 委託による相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行い福祉の増進を図ると共に、医療・保健・福祉の連携が必要となる精神障害者の相談支援を行う専門職を配置し、相談機能の強化を図る。

② 障害者施設整備の促進

グループホーム等の施設整備に要する費用を補助し、障害者を支援する場の確保を図ろうとするもの。

③ 移動介護の支援

移動の支援などを通じて、障害者等の地域における自立した生活及び社会参加の促進を図る。

【事業の目的及びその効果】

相談機能や住まいなどの場の確保を図ることで、障害者の地域生活の充実を図ることができる。

別紙様式 2

【予算事業名】		担当 福祉部障害福祉課
地域生活支援事業費		
【事業費の内訳】		
(委託料)相談支援事業 他9事業		30,898,000円
① 委託による相談支援事業		
○障害者相談支援事業委託料		
9,240,000円×2か所分=18,480,000円		
○精神障害者相談支援事業委託料(精神障害者向け体制整備)		
精神保健福祉士等専門職の人員費 6,325,000円(1か所分)		
(負担金及び交付金)民間心身障害者施設整備事業 他2事業		17,915,000円
② 障害者施設整備の促進		
民間心身障害者施設整備事業補助金		
2,100,000円×0.25×4人×2施設分=4,200,000円		
(扶助費)移動介護事業 他6事業		107,497,000円
③ 移動介護の支援		
福祉タクシー事業など 35,715,000円		
(その他の事業)		4,582,000円
事業費計		160,892,000円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 3款1項6目 民生費—社会福祉費—障害者自立支援福祉費	
	【基本計画】	
	【市長マニフェスト】 安心できる高齢化・少子化時代の福祉の 充実／高齢者、障害者のグループホーム の整備	
	【根拠法令】 障害者自立支援法、	

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】		担当 健康こども部子育て支援課				
学童保育所管理運営費						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
160,944,000 円			56,190,000		51,815,000	52,939,000

【事業の概要】

□公立23学童保育所の管理運営に要する、児童インストラクター賃金、電気、ガス、水道などの光熱水費や消耗品などの経費である。

□公立の学童保育所がない5つの小学校区で学童保育を運営している、社会福祉法人に対する委託経費である。

【事業の目的及びその効果】

放課後の児童の安心・安全な居場所を確保することで、共働き世帯の就労支援が図られる。

別紙様式 2

【予算事業名】	担当 健康こども部子育て支援課
学童保育所管理運営費	

【事業費の内訳】	
○賃金	141,283千円
児童インストラクター賃金	
○報償費	50千円
児童インストラクター研修講師謝礼	
○需用費	4,046千円
消耗品費(施設管理用、教材他)	1,260千円
光熱水費(電気、水道、ガス)	1,387千円
その他(印刷製本費、修繕料、医薬材料費)	1,399千円
○役務費	1,959千円
通信費(電話料金)	1,210千円
その他(銀行口座引落手数料、保険料他)	749千円
○委託料	12,418千円
児童育成クラブ委託料(民間5施設)	11,100千円
その他(機器保守点検委託料、警備委託料)	1,318千円
○使用料及び賃借料	558千円
清掃用具賃借料、放送受信料	
○備品購入費	630千円
各学童保育所備品購入費	
事業費計	160,944千円
(特記事項)	【予算科目】一般会計 3款 3項 6目 学童保育所管理運営費
	【基本計画】
	【市長マニフェスト】 保育所、認定子供園の整備促進
	【根拠法令】 放課後児童健全育成事業実施要綱

【予算事業名】		担当 健康こども部児童青少年課				
子ども医療費助成事業費(県費制度分・市費拡充分)						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
353,919,000 円			134,691,000 円		2,000,000 円	217,228,000 円

【事業の概要】

市内に在住する小学校6年生までの子どもを対象として、健康保険適用の医療費の一部を助成します。ただし、通院(調剤を含む)は小学校3年生まで、入院は小学校6年生までを対象とします。

なお、本制度適用後の自己負担額は、通院1回・入院1日につき200円(調剤は0円)となります。また、制度の適否について、保護者の所得制限はありません。

本事業は千葉県の補助事業(補助交付率1/2)です。

(参 考)

	千葉県の補助対象事業基準	佐倉市の医療費助成基準
対 象 者	小学校3年生まで	(通院) 小学校3年生まで (入院) 0歳から小学校6年生まで
自己負担額	入院1日・通院1回につき 300円(保険調剤は0円) ※市町村民税所得割非課税世帯は0円	入院1日・通院1回につき 200円(保険調剤は0円) ※市町村民税所得割非課税世帯は0円
所得制限	あり	なし

〔支給方法〕

① 現物給付方式

佐倉市が発行する医療費助成受給券を、医療機関等の窓口に提示して、子ども医療費助成制度適用後の自己負担額を支払う。

② 償還払い(後精算)給付方式

佐倉市が発行する医療費助成受給券によらないで、医療機関等の窓口で子ども医療費助成前の自己負担額を直接支払った後に、市役所に医療費助成を支給申請(領収書を添付)する。

〔事業の目的及びその効果〕

子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実、保護者の経済的負担軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実を図る。

【予算事業名】 子ども医療費助成事業費(県費制度分・市費拡充分)

別紙様式 2

【予算事業名】	担当 健康こども部児童青少年課
子ども医療費助成事業費(県費制度分・市費拡充分)	

【事業費の内訳】	
[歳 出]	
(1) 子ども医療費助成金	334, 537千円
(2) 印刷製本(受給券、封筒、案内文)	607千円
(3) 審査手数料・医療機関手数料(0歳～小学校3年生)	17, 306千円
(4) 委託料(業務システム保守)	1, 407千円
(5) その他(出張旅費、事業用消耗品)	62千円
事業費計	353, 919千円
【特記事項】 千葉県補助金交付対象事業基準 ①所得制限 保護者の扶養の人数に応じた所得額で判定 ②助成対象 0歳から小学校3年生までの子ども 入院(食事療養費含む)・通院(調剤) ③自己負担 入院:1日300円、通院:1回300円、調剤:無料 ※自己負担:市町村民税所得割非課税世帯無料	【予算科目】 一般会計 4款1項1目 衛生費－保健衛生費－保健衛生総務費
	【基本計画】
	【市長マニフェスト】 乳幼児医療費の父母負担の軽減
	【根拠法令】 佐倉市子ども医療費助成事業規則 千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】		担当 健康こども部健康増進課				
検診事業費						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
372,505,000 円		8,356,000	3,010,000			361,139,000
【事業の概要】 胸部レントゲン検診、胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、健康診査、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、成人歯科健診を実施することにより、疾病の早期発見につなげるとともに、疾病予防の啓発を行う。 【事業の目的及びその効果】 検診を実施することにより、疾病の早期発見につなげるとともに、疾病予防の啓発を行う。疾病を早期に発見し、早期治療に結びつけることで、市民の健康の保持増進を図ります。						

別紙様式 2

【予算事業名】	担当 健康こども部健康増課
検診事業費	

【事業費の内訳】		
○賃金		
がん検診パート看護師	1,094千円	1,094千円
○旅費(出張旅費)	13千円	13千円
○需用費		
検診事業用等消耗品	310千円	
検診事業用パンフ	210千円	
食糧費(検診説明会・お茶)	20千円	
検診用配布帳票・封筒印刷経費	7,235千円	7,775千円
○役務費		
がんクーポン検診郵便料	900千円	900千円
○委託料		
集団がん検診委託料(約49,900人分)	143,324千円	
個別医療機関がん検診委託料等 (約32,300人分)	219,364千円	362,688千円
○負担金(研修用)	5千円	5千円
○扶助費(がんクーポン検診自己負担助成)	30千円	30千円
事業費計		372,505千円
【特記事項】		【予算科目】 一般会計 4款1項2目 衛生費—保健衛生費—保健衛生費
国のがん対策推進基本計画での受診率目標を50%(平成23年度末)と設定しているが、市の各種がん検診の受診率(平成21年度平均受診率24.1%・平成20年度平均受診率23.6%)は伸び悩んでおり、例年実施している広報等でのよびかけに加え、特定健診受診勧奨時に一緒にPRしていくなど、計画最終年に向けての勧奨の充実を図ることを検討している。なお、平成23年度予算要求は、実施計画に合わせ受診率を40%とし積算している。		【基本計画】
		【市長マニフェスト】 暮らしやすい生活環境の整備
		【根拠法令】 健康増進法

【予算事業名】 印旛郡市小児救急医療事業費

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】		担当 健康こども部健康増進課				
印旛郡市小児救急医療事業費						
予 算 要 求 額	財	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
153,696,000 円	源 内 訳		10,000,000 円		131,803,000 円	11,893,000 円

【事業の概要】

時間外における小児（原則として15才の中学生まで）の救急医療を確保する事を目的とし、印旛市郡医師会の全面的な協力により小児科（内科系疾患）専門の初期救急医療機関として、全日午後7時から翌朝6時までのほか、日曜日、祝日、年末年始は午前9時から午後5時まで（受付は午後4時45分）診療を行っている。また手術や入院治療を必要とする重症患者の場合は、小児二次救急医療病院へ搬送・紹介をしている。なお、当該事業は、印旛郡内8市町（成田市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町）と協定を締結し、協力を得て広域的に実施している。

【事業の目的及びその効果】

佐倉市健康管理センターに小児初期救急診療所を設置し、小児の急病に全日毎夜間、日曜、祝日及び年末年始の昼間に対応する初期救急医療体制の確保、効果的な医療環境の整備・推進を図り、子育て世帯に安心を提供していく。

【予算事業名】 印旛郡市小児救急医療事業費

別紙様式 2

【予算事業名〔細事業名〕】		担当
印旛郡市小児救急医療事業費		健康こども部健康増進課
【事業費の内訳】		
○報酬		
診療所管理者報酬 120 千円(10,000 円×1 名×12 ヶ月)		120千円
○需用費		
消耗品 400 千円 印刷製本費 463 千円(薬袋、パンフレット)		
光熱水費 84 千円 修繕料 200 千円(看板、物品)		
医薬材料費 5,096 千円		6, 243千円
○役務費		
通信費 84 千円 手数料 228 千円 保険料 306 千円		618千円
○委託料		
小児救急診療業務委託 120,898 千円(印旛市郡医師会)		
医療廃棄物処理委託料 51 千円		
医療事務委託料 23,398 千円		
(受付、診療費収受、レセプト事務等)		144, 347千円
○使用料及び賃借料		
土地賃借料 5 千円(案内看板設置用土地賃借料)		
機器賃借料 1,993 千円(複合機、医療システム機器)		1, 998千円
○備品購入費		
庁用器具費 370 千円(医療用具、受付コピー機等)		370千円
事業費計		153, 696千円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 4款1項4目 衛生費－保健衛生費－休日夜間急病診療 所費	
	【基本計画】	
	【市長マニフェスト】	
	【根拠法令】 佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管 理に関する条例	

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】		担当 健康こども部生涯スポーツ課				
スポーツ大会事業費						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
4,735,000 円						4,735,000

【事業の概要】

佐倉朝日健康マラソン、市制記念駅伝競走大会をはじめとした事業や、各種競技の市民体育大会を開催し、競技力の向上を図る。

また、さくらスポーツフェスティバルやニュースポーツまつりなどのイベントを開催し、ニュースポーツの紹介やスポーツに触れられる機会を提供することにより、健康・体力づくりを図る。

【事業の目的及びその効果】

スポーツに対する市民のニーズを把握し、参加する・観る・応援する機会を提供することを目的とする。

各種スポーツ大会は、継続して実施することにより、市民にとって目標や励みになり、イベントの開催は、ニュースポーツの普及やスポーツへの関心を高め、日常的にスポーツに親しむ市民を増加させるとともに、さらには市民の健康増進につながる。

別紙様式 2

【予算事業名】	担当 健康こども部生涯スポーツ課
スポーツ大会事業費	

【事業費の内訳】		
○報償費		
表彰用品(楯・メダル等)	584千円	
イベント時エアロビクス等講師謝礼(10,000 円×5 回)	50千円	
大会役員審判等謝礼金(5,000 円×延べ 332 人)	1,660千円	
参加賞	230千円	2,524千円
○旅費(出張旅費)	25千円	25千円
○需用費		
事業用消耗品(市民大会用ボール等の運動用品)	300千円	
食糧費(市民大会・イベント時の審判、役員用弁当・お茶)		
(800円×延べ600人分)	480千円	
賞状、委嘱状印刷経費	70千円	850千円
○役務費		
イベント時ランニング教室等講師手数料	96千円	
イベント時傷害保険料	70千円	166千円
○補助金		
佐倉朝日健康マラソン大会事業補助金	900千円	
佐倉カルチャーウオーク補助金	270千円	1,170千円
事業費計		4,735千円
【特記事項】 スポーツ大会の開催は、市民の競技力向上を促進し、また、イベントについては、スポーツへの関心を高めるとともに、スポーツを始めのきっかけづくりにもなることから、いずれも継続して実施することが重要である。	【予算科目】 一般会計 9款6項1目 教育費—保健体育費—保健体育総務費	
	【基本計画】	
	【市長マニフェスト】	
	【根拠法令】 スポーツ振興法	

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】		担当 教育委員会教育総務課				
奨学資金補助事業費						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
6,400,000 円						6,400,000 円

【事業の概要】

経済的な理由により高等学校等に修学することが困難な者に対し、その経済的負担の軽減を図る。

・交付対象者は、次のいずれにも該当し、かつ、出身中学校長が推薦する者。

①市内に住所を有する、②中学校を卒業し、かつ、その翌年度又は翌々年度から高等学校等に在学、③中学校を卒業時の全教科を平均した値が5段階評価で3.0以上であり、かつ、修学意欲がある、④前年の所得が生活保護基準の1.3倍未満であり、経済的な理由により高等学校等の修学が困難と認められる

・奨学金の額は、一の年度において8万円とし、一の実績報告ごとに4万円。

【事業の目的及びその効果】

有為な人材の育成及び教育の振興に資することを目的としており、交付対象者に授業料以外にかかる教育費の負担を軽減することにより、修学を支援することができる。

別紙様式 2

【予算事業名】 奨学資金補助事業	担当 教育委員会教育総務課
-------------------------	---------------

【事業費の内訳】	
○高等学校等奨学金	
1年生 年額80,000円×30名=2,400,000円	
2年生 年額80,000円×25名=2,000,000円	
3年生 年額80,000円×25名=2,000,000円	6,400千円
事業費計	6,400千円
【特記事項】 ◆奨学金制度の周知方法について ・「こうほう佐倉」への掲載 ・「佐倉市ホームページ」への掲載 ・市内中学校への案内 ◆平成22年度交付申請及び交付決定件数の実績 1年生 6名 2年生 14名 3年生 13名 合計33名	【予算科目】 一般会計 9款1項2目 教育費－教育総務費－事務局費
	【基本計画】
	【市長マニフェスト】
	【根拠法令】 佐倉市補助金等の交付に関する規則 高等学校等奨学金交付要綱

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】				担当 教育委員会学務課		
通学路等安全確保費						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
11,365,000 円						11,365,000 円

【事業の概要】

市内の小中学校に通学する児童生徒の、交通安全や不審者に対する事故防止を推進する。

- ・新入生のためのランドセルカバーや反射たすきを購入する。
- ・スクールガードボランティアが使用するパトロール用ベストや腕章、誘導灯などを購入する。
- ・通学路の巡回警備を民間業者に委託し、児童生徒の登下校の安全を確保する。

【事業の目的及びその効果】

児童生徒の登下校における交通安全や不審者等に対する事故防止を目的に実施する。ランドセルカバーや反射たすき、地域の方々の見守り活動に使用する物品を配付することにより、事故を未然に防ぐ効果がある。また、通学路の巡回警備は、日常のパトロールのほか、不審者情報等に基づき、教育委員会と連携を図りながら警備体制を強化するとともに、学校敷地内の点検を行う。

別紙様式 2

【予算事業名】		担当 教育委員会学務課
通学路安全確保費		
【事業費の内訳】		
○事業用消耗品		
・ランドセルカバー	130 円 × 1,550 枚 × 1.05=212 千円	
・反射タスキ	440 円 × 370 本 × 1.05=171 千円	
・腕章	320 円 × 170 枚 × 1.05= 58 千円	
・パトロール用ベスト	1,780 円 × 170 枚 × 1.05=318 千円	
・誘導灯	1,500 円 × 140 本 × 1.05=221 千円	
・スクールガードフォーラム用消耗品(インク代等)	27 千円	1,007千円
○アイアイプロジェクト会議用食糧費	27 千円	27千円
○通学路巡回警備委託料	9,502,500 円 × 1.05=9,978 千円	9,978千円
○庁用器具費		
・防犯用さすまた	9,600 円 × 35校園 × 1.05=353 千円	353千円
事業費計		11,365千円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 9款6項1目 通学路等安全確保費	
	【基本計画】	
	【市長マニフェスト】 2 暮らしやすい生活環境の整備 防災・防犯 3 次世代を担う青少年の育成 教育の充実	
	【根拠法令】	

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】		担当 教育委員会指導課				
学校給食管理運営費						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
673,086,000 円						673,086,000 円

【事業の概要】

給食業務委託の業務管理を行うとともに、給食施設の保守点検や給食実施に必要な施設及び設備の管理を行い、円滑な給食運営を行う。

- ・給食用消耗品(子供用白衣・食器)の購入及び消耗品費の学校配分
- ・給食用帳票類の印刷費
- ・給食用光熱水費(プロパン・都市ガス)
- ・給食室施設修繕及び調理器具修繕料
- ・細菌検査手数料
- ・学校給食業務委託料及び給食施設保守点検料
- ・給食施設整備工事費
- ・給食用備品購入費

【事業の目的及びその効果】

安心で安全な給食運営をすることにより、児童生徒へ栄養バランスのとれた給食が提供できる。

また、施設機能の維持向上により、安全な給食作業が可能になる。

別紙様式 2

【予算事業名】		担当 教育委員会指導課
学校給食管理運営費		
【事業費の内訳】		
・栄養士研修会講師謝礼 2 回分	40 千円	40千円
・需用費		
給食用消耗品(学校配分)	8,500 千円	
給食食器補充品などの消耗品	5,863 千円	
光熱水費(プロパン・都市ガス)	40,676 千円	
施設、厨房機器修理費	7,900 千円	
その他	337 千円	63, 276千円
・細菌検査手数料(栄養士など 25 名分)	391 千円	391千円
・委託料		
学校給食業務委託(34 校)	592,199 千円	
給食用器具点検委託(給食用リフト・ ガスバーナー分解清掃等)	9,575 千円	601, 774千円
・工事費		
給食施設整備費	2,600 千円	2, 600千円
・備品購入費		
老朽化による修理不能備品購入	5,000 千円	5, 000千円
・負担金		
栄養士研修参加負担金	5 千円	5千円
事業費計		673, 086千円
【特記事項】	【予算科目】	
	一般会計 9款 6項 3目	
	教育費—保健体育費—学校給食費	
	【基本計画】	
	【市長マニフェスト】	
	【根拠法令】	
	学校給食法	

別紙様式 3

参考資料

学校給食法第4条に「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。」と示されている。

学校給食の目標は、学校給食法第2条

1. 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
2. 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
3. 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
4. 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
5. 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
6. 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

別紙様式 3

参考資料

7. 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。
と示されている。

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】			担当 教育委員会社会教育課			
学校スポーツ開放推進費						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
19,404,000 円						19,404,000 円

【事業の概要】

市民の健康増進、情操の涵養および教養の向上を図るため、学校教育に支障がない範囲で、学校の施設をスポーツ、遊び場、学習等、公共の場として提供する。

- ・利用者の危険防止および施設・設備の管理にあたる学校開放管理指導員を配置し、その雇用に係る賃金を計上する。
- ・学校開放用トイレ、管理指導員詰所の修繕に要する費用を計上する。
- ・学校体育館の清掃用具賃借に係る費用を計上する。
- ・夏季(7月16日～8月31日までの45日間を予定)に一般開放する中学校プールの管理委託料、保守点検委託料等を計上する。

【事業の目的及びその効果】

学校開放を推進することにより、市民の学校に対する愛着や、親しみ、理解がさらに深められる。また、市民の健康増進や教育の向上につながる。

別紙様式 2

【予算事業名】	担当 教育委員会社会教育課
学校スポーツ開放推進費	

【事業費の内訳】	
○学校開放管理指導員賃金	
800円(時給単価)×7.75時間×21人×94日=12,239千円	
交通費	484千円
	12,723千円
○施設管理用消耗品	
トイレ、体育館、プール	1,711千円
	1,711千円
○印刷製本費	
教育施設使用許可申請書	96千円
	96千円
○施設修繕料	
トイレ、管理指導員詰所	340千円
	340千円
○通信費	
中学校プール開放用電話料	72千円
	72千円
○委託料	
根郷中学校プール屋根保守点検委託	473千円
根郷中学校プール開放管理委託	3,620千円
	4,093千円
○体育館清掃用モップ賃借料	
小学校分 600円×23校×1本×12回×1.05=174千円	
中学校分 600円×11校×2本×12回×1.05=167千円	
	341千円
○体育備品費	
バレーボールネット26,000円×1個×1.05=28千円	
	28千円
事業費計	19,404千円
【特記事項】	【予算科目】 一般会計 9款6項1目 教育費－保健体育費－保健体育総務費
	【基本計画】
	【市長マニフェスト】
	【根拠法令】 学校教育法、社会教育法、スポーツ振興法、佐倉市学校開放に関する規則

別紙様式 3

参考資料

■学校教育法

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

第百三十七条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

■社会教育法

(昭和二十四年六月十日法律第二百七号)

(学校施設の利用)

第四十四条 学校(国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。)の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第四十八条第一項において同じ。)の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置

別紙様式 3

参考資料

されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

■スポーツ振興法

(昭和三十六年六月十六日法律第百四十一号)

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項 に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、当該学校の施設（設備を含む。）の補修等に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

■学校体育施設開放事業の推進について

(昭和51年6月26日文部事務次官通知抜粋)

一 趣旨

国民が健康で文化的な生活を営むためには、日常生活におけるスポーツ活動を活発にする必要があるが、近年、生活水準の向上や自由時間の増大等によりスポーツ活動に対する国民の欲求は急激に高まりつ

参考資料

つある。このような地域住民の要請に応えるためには、公共のスポーツ施設を計画的に整備していくとともに、学校教育に支障のない限り、学校の体育施設の効率的な利用を促進する必要がある。そのため学校体育施設開放事業を推進するものとする。

二 学校体育施設開放事業の実施主体

学校体育施設開放事業は、教育委員会が行うものとする。

三 学校体育施設開放事業の対象となる施設

学校体育施設開放事業の対象となる施設は、公立の小学校、中学校及び高等学校の運動場、体育館、プール等の体育施設とする。

四 施設管理

(一) 教育委員会は、学校体育施設開放事業に必要な事項を定め、学校体育施設開放を実施する場所及び時間帯を明示し、この場合において学校体育施設開放に伴う管理責任は、教育委員会にあることを明確にすること。

(二) 学校体育施設開放事業は、学校体育施設を地域住民の利用に供するものであることから、学校体育施設開放時における施設の管理責任者を指定するものとする。

別紙様式 3

参考資料

(三) 学校体育施設開放事業を実施する学校ごとに施設の管理、利用者の安全確保及び指導に当たる管理指導員を置くものとすること。

(四) 学校体育施設開放事業に関する利用者心得、施設設備の破損等に伴う弁償責任、事故発生時の措置等を定めること。

■平成21年度学校開放の状況

・体育館	利用件数	15,166件	利用人数	416,049人
・校庭	利用件数	5,702件	利用人数	266,189人
・教室	利用件数	928件	利用人数	18,287人
・合計	利用件数	21,796件	利用人数	700,525人

■平成22年度学校プール開放の状況

【根郷中学校】

・7月

小学生 147人 中学生 64人 高校生 24人 大人 729人

合計 964人

・8月

小学生 382人 中学生 139人 高校生 31人 大人 1,760人

合計 2,312人

・総計

小学生 529人 中学生 203人 高校生 55人 大人 2,489人

合計 3,276人

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】				担当 教育委員会文化課		
文化財施設管理運営事業						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
24,923,000 円					9,037,000 円	15,886,000 円

【事業の概要】

旧堀田邸（国指定重要文化財）、武家屋敷（千葉県指定・佐倉市指定文化財）、佐倉順天堂記念館（千葉県指定文化財）を保存、管理し、公開する。

また、佐倉市フィルムコミッション事業における撮影場所として提供している。

- ・文化財施設の管理
- ・入館料、撮影使用料、旧堀田邸使用料の徴収
- ・甲冑試着会（5月、武家屋敷）、観月の夕べ（旧堀田邸）の実施
- ・通常非公開部分の特別公開（旧堀田邸、武家屋敷）

【事業の目的及びその効果】

旧堀田邸・武家屋敷・佐倉順天堂記念館を文化財として保存するとともに、公開・活用することによって、市民の歴史に対する知識を深め、文化の向上に資する。

市内外から多数の入館者があり、佐倉を代表する文化・文化財施設となっている。また、学校教育や生涯学習の面では、市の歴史や文化財の学習の場あるいは実物教材として活用されている。

別紙様式 2

【予算事業名】	担当 教育委員会文化課
文化財施設管理運営事業	

【事業費の内訳】	
○賃金	
賃金 800 円/時間×7.75 時間×2,537 日人=15,730 千円	
交通費 96,580 円×12 月=1,159 千円	16, 889千円
○消耗品費	
39,000 円×12 月=468 千円、展示用 25 千円	493千円
○印刷製本費(入館券、パンフレット)	
入館券 926 千円、パンフレット 174 千円	1, 100千円
○光熱水費	
電気料 92,000 円×12 月=1,104 千円	
水道料 13,500 円×6 月=81 千円、下水道料 115 千円	1, 300千円
○修繕料	
障子張替 305 千円、修繕 1,563 千円	1, 868千円
○通信費(電話)	200千円
○手数料(カーペットクリーニング)	3千円
○委託料	
施設維持管理 1,203 千円、警備 530 千円、施設設備点検 441 千円	2, 174千円
○賃借料及び使用料	
土地賃借料 202 千円、駐車場使用料 520 千円、	
AED賃借料 51 千円、上下水道施設使用料 23 千円	796千円
○備品購入費	100千円
ファックス 3 台 84 千円、電動草刈払機 16 千円	
事業費計	24, 923千円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 9款5項2目
その他財源内訳	教育費—社会教育費—文化財保護費
順天堂入館料 406 千円	【基本計画】
武家屋敷入館料 2,670 千円	
旧堀田邸入館料 2,600 千円	
3館共通入館料 2,878 千円	【市長マニフェスト】
旧堀田邸使用料 52 千円	
武家屋敷撮影使用料 95 千円	【根拠法令】文化財保護法、千葉県文化財
旧堀田邸撮影使用料 336 千円	保護条例、佐倉市文化財保護条例他